

国立国会図書館文書決裁内規

(平成二年三月二十日国立国会図書館内規第五号)

改正

同	平成	八年	五月	十一日	国立国会図書館内規第四号
同	同	九年	四月	一日	同
同	同	十年	三月	三十日	同
同	同	十一年	四月	七日	同
同	同	十一年	十一月	二十四日	同
同	同	十一年	十二月	十六日	同
同	同	十二年	五月	二日	同
同	同	十二年	十二月	十八日	同
同	同	十三年	七月	五日	同
同	同	十三年	十二月	十八日	同
同	同	十四年	三月	三十一日	同
同	同	十四年	十月	三日	同
同	同	十五年	三月	二十八日	同
同	同	十五年	九月	十九日	同
同	同	十六年	九月	二十八日	同
同	同	十七年	三月	二十九日	同
同	同	十七年	三月	二十九日	同
同	同	十八年	三月	二十四日	同
同	同	十八年	九月	一日	同
同	同	十八年	十月	十八日	同
同	同	十九年	三月	二十八日	同
同	同	二十年	四月	一日	同
同	同	二十年	七月	一日	同
同	同	二十一年	四月	一日	同
同	同	二十一年	四月	一日	同
同	同	二十二年	四月	一日	同
同	同	二十二年	九月	三十日	同
同	同	二十三年	三月	二十四日	同
同	同	二十三年	六月	二十三日	同
同	同	二十三年	六月	二十四日	同
同	同	二十三年	十一月	二十四日	同

第	四	号
第	五	号
第	一	号
第	五	号
第	三	号
第	七	号
第	四	号
第	四	号
第	六	号
第	二	号
第	八	号
第	七	号
第	三	号
第	四	号
第	三	号
第	四	号
第	六	号
第	五	号
第	七	号
第	八	号
第	九	号

同	二十三年	十二月	二十七日	同	第十二号
同	同	二十五年	三月	八日	同
同	同	二十五年	五月	十六日	同
同	同	二十五年	九月	二十七日	同
同	同	二十五年	十二月	十八日	同
同	同	二十六年	二月	二十一日	同
同	同	二十六年	三月	二十八日	同
同	同	二十八年	三月	二十五日	同
同	同	二十八年	十二月	二十二日	同
同	同	二十九年	七月	二十一日	同
同	同	三十年	三月	三十日	同
同	同	三十一年	二月	八日	同
令和	三年	四月	一日	同	同
同	同	三年	八月	三十一日	同
同	同	三年	十二月	十七日	同
同	同	四年	三月	二十九日	同
同	同	五年	三月	二十九日	同
同	同	七年	十一月	二十五日	同
同	同	七年	十二月	二十二日	同
同	同	八年	三月	三十日	同

(趣旨)

第一条 この内規は、事務処理の効率的な運営及び責任の明確化を図るため、国立国会図書館(以下「館」という。)の所掌事務の処理及び権限の行使について作成する文書の決裁及び施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この内規において「文書」、「部局」又は「主務課」とは、国立国会図書館文書取扱内規(昭和五十九年国立国会図書館内規第十三号)第二条第一号、第七号又は第八号の文書、部局又は主

務課をいう。

(決裁)

第三条 決裁を要する事項及び決裁をする者（以下「決裁者」という。）は、別表の定めるところによる。ただし、同表により館長より下位の者が決裁（以下「専決」という。）できる事項であっても、特別の事情があると認められる場合には、上級者の決裁を要するものとする。

(部局の課長の専決事項)

第四条 部局の長が専決できる事項でその内容が軽易なものについては、館長の定めるところにより、主管の課長が専決することができる。

(代決)

第五条 決裁者の不在その他特別な理由により決裁を受けることができず、かつ、当該文書の決裁を受ける緊急の必要がある場合には、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定める者が代わって決裁すること（以下「代決」という。）ができる。ただし、決裁者があらかじめ代決してはならないと指定したものであるについては、この限りでない。

一 館長が決裁者である事項 副館長

二 副館長が決裁者である事項 総務部長

三 総務部長が決裁者である事項 総務部副部長又は総務部総務

課長

四 部局（総務部の各課を除く。）の長が決裁者である事項 その部局の次長若しくは副部長又は主務課の長

五 課長が決裁者である事項 その課の課長補佐

六 室長が決裁者である事項 その室が置かれた課の課長補佐

2 前項の規定により代決をした者は、遅滞なく、その旨を当該決裁者に報告しなければならない。ただし、あらかじめ決裁者の指示を受けて代決した場合又は軽易な事項については、この限りでない。

(施行名義)

第六条 決裁を了した文書は、別表に定める名義により、施行するものとする。

(調整)

第七条 この内規の運用に関し、必要のあるときは、総務部総務課長が調整する。

附 則

この内規は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成八年五月十一日国立国会図書館内規第四号）

この内規は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（平成八年国立国会図書館規程第二号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成八年五月十一日）

附 則（平成九年四月一日国立国会図書館内規第五号）

この内規は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規則（平成九年国立国会図書館規則第三号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成九年四月一日）

附 則（平成十年三月三十日国立国会図書館内規第一号）

この内規は、国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則（平

成十年国立国会図書館規則第一号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成十年四月一日)

附 則 (平成十一年四月七日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十一号)中第二十一条第三号の改正規定の施行の日から施行する。〔以下略〕

(施行の日)平成十一年四月七日)

附 則 (平成十一年十一月二十四日国立国会図書館内規第六号)

この内規は、平成十一年十二月一日から施行する。

附 則 (平成十一年十二月十六日国立国会図書館内規第八号)抄

1 この内規は、国立国会図書館組織規則等の一部を改正する等の規則(平成十一年国立国会図書館規則第六号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成十二年一月一日)

附 則 (平成十二年五月二日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、平成十二年五月六日から施行する。

附 則 (平成十二年十二月十八日国立国会図書館内規第七号)抄

(施行期日)

1 この内規は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成十三年七月五日国立国会図書館内規第五号)

この内規は、平成十三年七月五日から施行する。

附 則 (平成十三年十二月十八日国立国会図書館内規第六号)

この内規は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年十月三日国立国会図書館内規第十三号)抄

1 この内規は、平成十四年十月七日から施行する。

附 則 (平成十五年三月二十八日国立国会図書館内規第二号)

この内規は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年九月十九日国立国会図書館内規第六号)

この内規は、平成十五年九月二十九日から施行する。

附 則 (平成十六年九月二十八日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十九日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十九日国立国会図書館内規第四号)抄

(施行期日)

1 この内規は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十四日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年九月一日国立国会図書館内規第七号)

この内規は、平成十八年九月一日から施行する。

附 則 (平成十八年十月十八日国立国会図書館内規第八号)

この内規は、平成十八年十月二十三日から施行する。

附 則 (平成十九年三月二十八日国立国会図書館内規第二号)抄

(施行期日)

1 この内規は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館内規第四号)抄

(施行期日)

1 この内規は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年七月一日国立国会図書館内規第六号)

この内規は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年四月一日国立国会図書館内規第四号) 抄

(施行期日)

1 この内規は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年四月一日国立国会図書館内規第五号)

この内規は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年七月二十三日国立国会図書館内規第七号)

この内規は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年四月一日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年九月三十日国立国会図書館内規第五号) 抄

(施行期日)

1 この内規は、平成二十二年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月二十四日国立国会図書館内規第一号)

この内規は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十三日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十四日国立国会図書館内規第五号)

この内規は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年十一月二十四日国立国会図書館内規第九号)

この内規は、平成二十三年十二月五日から施行する。

附 則 (平成二十三年十二月二十七日国立国会図書館内規第十二号)

この内規は、平成二十四年一月六日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月八日国立国会図書館内規第二号)

この内規は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月十六日国立国会図書館内規第五号)

この内規は、平成二十五年五月十六日から施行する。

附 則 (平成二十五年九月二十七日国立国会図書館内規第八号)

この内規は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年十二月十八日国立国会図書館内規第九号)

この内規は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年二月二十一日国立国会図書館内規第一号)

この内規は、平成二十六年二月二十一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十八日国立国会図書館内規第五号)

この内規は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十五日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年十二月二十二日国立国会図書館内規第八号)

この内規は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年七月二十一日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、平成二十九年八月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月三十日国立国会図書館内規第二号)

この内規は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年二月八日国立国会図書館内規第一号)

この内規は、平成三十一年二月八日から施行する。

附 則（令和三年四月一日国立国会図書館内規第一号）

この内規は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年八月三十一日国立国会図書館内規第四号）

この内規は、令和三年八月三十一日から施行する。

附 則（令和三年十二月十七日国立国会図書館内規第五号）

この内規は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日国立国会図書館内規第四号）

この内規は、令和四年五月十九日から施行する。

附 則（令和五年三月二十九日国立国会図書館内規第二号）

この内規は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和七年十一月二十五日国立国会図書館内規第一号）

この内規は、令和七年十二月十七日から施行する。

附 則（令和七年十二月二十二日国立国会図書館内規第三号）

この内規は、令和八年一月一日から施行する。

附 則（令和八年三月三十日国立国会図書館内規第二号）

この内規は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第3条及び第6条関係）

（1 共通事項）

番号	決 裁 事 項	決 裁 者	施行名義者
1	両議院の例規のうち当館関係分の制定改廃依頼	副 館 長	館 長
2	国会における質疑に対する答弁及び国会提出資料	館 長	館 長
3	通知、照会、回答及び承認等 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	館 長 副 館 長 総 務 部 長 又は部局の長	館 長 副 館 長 総 務 部 長 又は部局の長
4	報告、請願及び陳情等並びにこれらに関する処理 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	館 長 副 館 長 総 務 部 長 又は部局の長	館 長 副 館 長 総 務 部 長 又は部局の長
5	施策の企画、立案及び実施 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	館 長 副 館 長 総 務 部 長	館 長 副 館 長 総 務 部 長
6	顧問及び参与に対する諮問及びその答申に関する事	館 長	館 長
7	両議院、内閣、各省庁及び最高裁判所との連絡、交渉及び協議等 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	館 長 副 館 長 総 務 部 長 又は部局の長	館 長 副 館 長 総 務 部 長 又は部局の長
8	図書館実務担当者等との交	部 局 の 長	部 局 の 長

	流に関する事		
9	国外の図書館及び国際機関等との連絡、交渉及び協議等 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	館 長 副 館 長 総 務 部 長 又は部局の長	館 長 副 館 長 総 務 部 長 又は部局の長
10	祝辞、挨拶状等 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	館 長 副 館 長 総 務 部 長 又は部局の長	館 長 副 館 長 総 務 部 長 又は部局の長
11	接遇に関する事 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	館 長 副 館 長 総 務 部 長 又は部局の長	館 長 副 館 長 総 務 部 長 又は部局の長
12	審議会、委員会等に関する事 諮問及び答申 総会に関する事 議事運営に関する事	館 長 会 長 等 部 局 の 長	館 長 会 長 等 部 局 の 長
13	部局内に設置される委員会等に関する事	部 局 の 長	部 局 の 長
14	各種シンポジウムの実施	総 務 部 長	館 長
15	職員の私事による海外渡航の承認（他に掲げるものを除く。）	部 局 の 長	館 長
16	各種研修の実施（他に掲げるものを除く。）	部 局 の 長	館 長 又は 部 局 の 長
17	外部研修への職員の参加に関する事	部 局 の 長	館 長 又は 部 局 の 長

18	説明会、講演会等の実施	部局の長	部局の長
19	国会サービスのための館内調整	館長	館長
20	刊行物に関すること 印刷・刊行・配布 編集 外部執筆依頼	総務部長 部局の長 部局の長	館 部局の長 部局の長
21	図書館資料の利用に係る著作権者の許諾に関すること	部局の長	部局の長
22	利用案内の作成	部局の長	部局の長
23	当館刊行物又はホームページの転載許可願に対する許可	総務部長	部局の長
24	要望・苦情処理	部局の長	部局の長
25	貴重書及び準貴重書等の指定	館長	館長
26	図書館資料の利用に係る申請書その他の申込書類の決定	部局の長	館長
27	資料の利用に係る業務の一部又は全部の休止 特別なもの 常例的なもの	館長 部局の長	館長 館長
28	利用者に対する資料の利用の一部又は全部の中止又は停止の決定	部局の長	館長
29	国立国会図書館資料利用規則第7条第2項に規定する資料の利用の制限又は利用態様の変更等に関すること	部局の長	館長
30	登録証等の管理に係る損害賠償請求	総務部長	館長

31	開館時間及び休館日の変更	館長	館長
32	国立国会図書館資料利用規則第17条第2項に規定する入館の制限	館長	館長
33	閲覧の許可を必要とする資料の範囲の決定	館長	館長
34	資料の閲覧の許可	部局の長	部局の長
35	資料又は閲覧用機器を亡失又は損傷した者に対する損害賠償請求	総務部長	館長
36	同時に請求することができる収集資料の数の決定	館長	館長
37	他の施設から取り寄せることができる収集資料の数の決定	館長	館長
38	複写の申込みの限度の決定	館長	館長
39	レファレンスの処理	部局の長	部局の長
40	国立国会図書館所蔵図書館資料に関する証明	部局の長	部局の長
41	来館利用者の書庫立入りの許可及びその取消し	部局の長	部局の長
42	展示会のための資料の貸出しの承認	部局の長	部局の長
43	職員貸出しをしない資料の決定	部局の長	部局の長
44	書庫の立入りができる職員等の認定	部局の長	部局の長
45	支部図書館への貸出しをしない資料の決定	部局の長	館長
46	蔵書点検の実施	部局の長	部局の長
47	受託研究員及び受託研修生の受入れの決定	館長	館長

48	その他重要な施策の基本方針の決定に関する事	館長	館長
----	-----------------------	----	----

(2 総務部総務課)

番号	決裁事項	決裁者	施行名義者
1	会議（審議会等を除く。）等の開催 館議 庶務担当課長会議等	館長 総務部長	課長 課長
2	館の所掌事務の総合調整に関する事	総務部長	総務部長
3	式典及び儀礼に関する事 特別なもの 常例的なもの	館長 館長	館長 総務部長
4	新年祝賀の儀、園遊会及び観桜会等の出席者の推薦	総務部長	課長
5	院内通行証の交付願の提出	課長	課長
6	館の後援、協賛、監修、推薦及びこれらに類する名義使用の承認	総務部長	課長
7	刊行物の刊行計画	総務部長	総務部長
8	当館刊行図書への図書コード（ISBN）の付与	課長	課長
9	職員団体に関する事 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	副館長 総務部長 課長	副館長 総務部長 課長
10	講堂の使用許可	総務部長	総務部長
11	国立国会図書館館法第6条の規定による両議院の議長への報告	館長	館長
12	国立国会図書館法第11条に規定する議院運営委員会へ	館長	館長

	の報告		
13	予定経費要求書等の議院運営委員会への提出	館長	館長
14	国立国会図書館連絡調整委員会に関する事	館長	館長
15	公印の調製及び保管に関する事	課長	課長
16	公文書の接受、発送、編集及び保存に関する事	課長	課長
17	館の保有する事務文書の開示に関する事 重要なもの 一般のもの	総務部長 課長	館長 館長
18	館の保有する個人情報の保護に関する事 重要なもの 一般のもの	総務部長 課長	館長 館長
19	専決事項の決定	館長	館長
20	文書の発信名義の承認	総務部長	館長
21	文書の簡易扱いの承認	課長	課長
22	官報掲載依頼	課長	課長
23	文書の保存期間の決定及び変更	課長	課長
24	他の所掌に属しない契約の締結 重要なもの 一般のもの	館長 総務部長	館長 総務部長
25	法律案、規程案その他の国会提出案	館長	館長
26	規程、規則、内規、館長決定等の制定改廃	館長	館長
27	両議院事務局からの法令案	副館長	副館長

	等の協議に関すること		
28	館の法規の解釈	課長	課長
29	複写料金の決定	館長	館長
30	国立国会図書館法第25条の2の規定による過料処分に関すること	館長	館長
31	報道機関への発表	総務部長	総務部長
32	年間広報予定事項の作成	課長	課長
33	庁舎内撮影許可	課長	総務部長
34	広報のためのビデオ等の作成	総務部長	総務部長
35	館史の編さん	総務部長	館長

(3 総務部企画課)

番号	決 裁 事 項	決 裁 者	施行名義者
1	館の将来計画の策定	館長	館長
2	館の所掌事務の実施に係る評価の総括に関すること	館長	館長
3	館の所掌事務の合理化に係る計画の策定	館長	館長
4	基本統計及び特別統計の様式の決定	総務部長	課長
5	基本統計報告の作成	総務部長	総務部長

(4 総務部人事課)

番号	決 裁 事 項	決 裁 者	施行名義者
1	副館長の人事に関すること	館長	館長
2	次に掲げる職員に対する海外出張命令 副館長、専門調査員、総務部長、部局の長、次長、副部長、司書監、主幹、課長（総務部の各課	館長	館長

	の長を除く。）、主任司書、主任調査員、主任参事、室長		
3	職員（2に掲げる者を除く。）に対する海外出張命令	副館長	館長
4	海外出張職員の公用旅券発給申請	課長	館長
5	海外出張職員に対する便宜供与の依頼	課長	館長
6	在外研究員及び国内派遣研究員の決定	副館長	館長
7	2に掲げる職員（関西館長並びに関西館の次長、課長及び主任司書を除く。）に対する国内出張命令	総務部長	館長
8	2に掲げる職員以外の職員（関西館勤務職員を除く。）に対する国内出張命令	総務部長	館長
9	職員の赴任のための旅行命令	総務部長	館長
10	国際機関等に派遣する職員の選考	館長	館長
11	2に掲げる職員（関西館長並びに関西館に勤務する次長、課長及び主任司書を除く。）の私事による海外渡航の承認	課長	館長
12	委員等旅費の執行（関西館が実施するものを除く。）	総務部長	館長
13	叙位及び叙勲に関すること	館長	館長

14	感謝状及び功労記章贈呈者の決定に関する事	館長	館長
15	職員の表彰に関する事	館長	館長
16	非常勤職員等に対する記章等の交付	課長	館長
17	職員の人事評価に関する事	館長	館長
18	職員定数の配置に関する事	副館長	課長
19	欠員不補充措置に関する事	課長	課長
20	館長の任免権に属する職員（23、25及び26に掲げる者を除く。）の任免及び分限に関する事	館長	館長
21	職員（26に掲げる者を除く。）の育児休業及び育児短時間勤務に関する事	副館長	館長
22	職員の育児時間に関する事	課長	館長
23	育児休業及び育児短時間勤務に係る代替職員の任免及び分限に関する事	副館長	館長
24	職員の配偶者同行休業に関する事	副館長	館長
25	配偶者同行休業に係る代替職員の任免及び分限に関する事	副館長	館長
26	非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員を除く。）の任免に関する事	総務部長	館長
27	26に掲げる職員の育児休業	総務部長	館長

	に関する事		
28	職員の割愛	副館長	副館長
29	支部図書館長の命免	館長	館長
30	客員調査員の委嘱及び解嘱に関する事	館長	館長
31	委嘱研究員の委嘱に関する事	館長	館長
32	顧問及び参与の委嘱及び解嘱に関する事	館長	館長
33	審議会、委員会等の委員の館外の者への委嘱及び解嘱に関する事	館長	館長
34	審議会、委員会等の委員への職員の任免に関する事	副館長	館長
35	館長の任免権に属する職員の懲戒処分及び訓告等の措置に関する事	館長	館長
36	職員の意に反する不利益処分の審査に関する事	副館長	館長
37	職員採用試験の実施	館長	館長
38	職員の人事記録の証明	課長	課長
39	職員の勤務時間に関する事	館長	館長
40	2に掲げる職員の外部諸機関の依頼に基づく派遣の承諾	館長	館長
41	2に掲げる職員以外の職員（関西館勤務職員を除く。）の外部諸機関の依頼に基づく国内への派遣の承諾	総務部長	館長
42	2に掲げる職員以外の職員	副館長	館長

	の外部諸機関の依頼に基づく外国への派遣の承諾		
43	2に掲げる職員の兼業の許可	館長	館長
44	2に掲げる職員以外の職員の兼業の許可	副館長	館長
45	2に掲げる職員が利害関係者から報酬を受けて行う講演等の承認	館長	館長
46	2に掲げる職員以外の職員が利害関係者から報酬を受けて行う講演等の承認	副館長	館長
47	公務上の災害及び通勤による災害に対する補償の実施	総務部長	館長
48	職員（26に掲げる者を除く。）の給与に関すること	副館長	館長
49	26に掲げる職員の給与に関すること	課長	課長
50	基準給与簿の内容についての証明	課長	課長
51	級別定数の改訂要求及び給与改善要求等に関すること	副館長	副館長
52	級別定数及び管理職手当の設定及び配布等に関すること	課長	副館長
53	職員の諸手当に関すること	課長	課長
54	職員の給与の証明	課長	課長
55	退職手当の支給の決定	館長	館
56	階層別研修、職員特別研修及び語学研修（関西館が実施するものを除く。）の実施	総務部長	館長

57	共済組合に関すること 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	副館長 総務部長 室長	館長 総務部長 室長
58	庁舎内における物品販売等の許可	室長	総務部長
59	職員による食堂の使用の許可	総務部長	総務部長
60	職員の財形貯蓄に関すること	室長	総務部長
61	職員の厚生に関すること 重要なもの 一般のもの	総務部長 室長	室長 室長
62	レクリエーション行事の実施	総務部長	総務部長
63	テニス・バレーボールコートの使用の許可	室長	室長
64	職員の保健及び安全保持に関すること 重要なもの 一般のもの	総務部長 室長	総務部長 室長
65	公務員宿舍の設置要求書の提出	総務部長	館長
66	公務員宿舍の入退去等に関すること	室長	館長又は 総務部長

(5 総務部会計課)

番号	決 裁 事 項	決 裁 者	施行名義者
1	会計事務職員（支出負担行為担当官補助者、官署支出官補助者、物品供用官及び物品供用官代理を除く。）の任免	総務部長	館長

2	物品供用官及び物品供用官代理（資料に係るものを除く。）の設置	課長	物品管理官（課長）
3	衆議院議長の任免権限に属する会計職員の任免の依頼	総務部長	館長
4	会計事務職員（館長任命に係る分）に係る検査の検査員任命及び検査書提出	総務部長	館長
5	物品供用官に係る検査の検査員任命及び検査書提出	課長	物品管理官（課長）
6	官署支出官の補助者の指定	総務部長	官署支出官（総務部長）
7	会計実地検査調書の提出	総務部長	副館長
8	支出官設置等通知及び歳入徴収官等設置状況通知	総務部長	総務部長
9	政府調達に関する統計	課長	課長
10	安全運転管理者及び自動車整備管理者の選任	課長	課長
11	支出負担行為担当官の補助者の任免	課長	支出負担行為担当官（課長）
12	現金亡失、違法支出等についての通知	総務部長	館長
13	弁償命令及び弁償責任の検定の請求	副館長	館長
14	会計検査院の改善要求等に関すること	総務部長	総務部長
15	会計検査院の懲戒処分要求及び検定に関すること	副館長	館長
16	歳入予算概算見積書等の作製及び提出（衆議院議長宛て依頼）	館長	館長

17	予定経費要求書等の作製及び提出（衆議院議長宛て依頼）	副館長	館長
18	予算の移用及び流用の承認を求める依頼（衆議院議長宛て依頼）	副館長	館長
19	支払計画に関する書類の作製及び提出（衆議院事務局宛て依頼）	総務部長	総務部長
20	支出負担行為計画の示達の依頼（衆議院事務局宛て依頼）	総務部長	総務部長
21	支出負担行為限度額の示達	総務部長	支出負担行為担当官（課長）
22	予備費使用要求調書の作製及び提出（衆議院議長宛て依頼）	総務部長	館長
23	国庫債務負担行為調書の作製及び提出（衆議院議長宛て依頼）	総務部長	館長
24	予備費使用調書の作製及び提出（衆議院議長宛て依頼）	総務部長	館長
25	歳入歳出決算報告書の作製及び提出（衆議院議長宛て依頼）	総務部長	館長
26	国の債務に関する計算書の作製及び提出（衆議院議長宛て依頼）	総務部長	館長
27	歳出予算繰越計算書の作製及び提出（衆議院議長宛て依頼）	総務部長	支出負担行為担当官

	依頼)		(課長)
28	台帳価格等の通知(衆議院議長あて依頼)	総務部長	館長
29	財務書類の作製及び提出	総務部長	総務部長
30	債権管理計算書の作製及び提出	総務部長	官署支出官(総務部長)等
31	債権現在額通知書の提出	総務部長	官署支出官(総務部長)等
32	債権現在額報告書資料の作製及び提出	課長	課長
33	支出の原因となる契約(関西館に関するもの及び図書館資料等の収集に係るものを除く。)の締結	総務部長	支出負担行為担当官(課長)
34	33に掲げる契約以外の契約(関西館に関するもの及び図書館資料等の収集に係るものを除く。)の締結	総務部長	契約担当官(課長)
35	支出負担行為決議(図書館資料等に係るものを除く。)	総務部長	支出負担行為担当官(課長)
36	支出決定決議	総務部長	官署支出官(総務部長)
37	一般会計監査に関すること	総務部長	総務部長
38	特別会計監査に関すること	館長	館長
39	歳入徴収額計算書の作製及び提出	総務部長	歳入徴収官(総務部長)
40	徴収済額報告書の作製及び提出	総務部長	歳入徴収官(総務部長)
41	支出計算書(官署分)の作製及び提出(誤記の訂正を含む。)	総務部長	官署支出官(総務部長)

42	前渡資金出納計算書の作製及び提出	総務部長	官署支出官(総務部長)
43	現金収納済報告書の送付	総務部長	収入官吏
44	収入金現金出納計算書の作製及び提出	総務部長	歳入徴収官(総務部長)
45	歳入の調査決定	総務部長	歳入徴収官(総務部長)等
46	納付書送付決議	総務部長	歳入徴収官(総務部長)
47	督促決議	総務部長	歳入徴収官(総務部長)
48	受贈金の受入及び払出の決議	館長	館長
49	歳入歳出外現金出納計算書の作製及び提出	総務部長	館長
50	物品の購入、役務及び工事請負の契約の締結(入札の実施)	総務部長	支出負担行為担当官(課長)
51	一般競争参加者の資格についての承認	総務部長	総務部長
52	指名競争に付することについての承認	総務部長	総務部長
53	随意契約によることについての承認	総務部長	総務部長
54	歳入の原因となる契約の締結	総務部長	契約担当官(課長)
55	物品の品目の改定	課長	課長
56	物品の分類換の命令又は承認	総務部長	館長
57	物品の分類換に関すること(命令又は承認を除く。)	課長	物品管理官(課長)
58	物品の管理換の命令又は承認	総務部長	館長

	認		
59	物品の管理換に関する事 (命令又は承認を除く。)	課 長	物品管理官 (課長)
60	物品の取得及び供用に関する事	課 長	物品管理官 (課長)
61	物品の保管に関する事	課 長	物品管理官 (課長)
62	物品の不用決定の承認	総務部長	館 長
63	物品の処分に関する事 (不用決定の承認を除く。)	課 長	物品管理官 (課長)
64	物品の亡失損傷等についての館長及び衆議院議長への報告	総務部長	物品管理官 (課長)
65	物品の価格の改定	課 長	物品管理官 (課長)
66	物品増減及び現在額の報告書の作製及び提出	総務部長	物品管理官 (課長)
67	物品管理計算書の作製及び提出	総務部長	物品管理官 (課長)
68	検査書の作製及び提出	課 長	物品管理官 (課長)
69	物品の無償貸付及び譲与の承認	総務部長	館 長
70	物品の譲与に関する報告書の作製及び提出	総務部長	物品管理官 (課長)
71	東日本大震災復興特別会計に係る所管部局長として行う書類の作成及び送付並びに支払元受高の配分及び返還	総務部長	所管部局長 (課長)

(6 総務部管理課)

番号	決 裁 事 項	決 裁 者	施行名義者
1	職員による講堂、会議室等の使用の許可	課 長	総務部長
2	職員による広場の使用の許可	総務部長	総務部長
3	庁舎内における広告物等の掲示の許可	課 長	総務部長
4	庁舎内における火気の使用の許可	課 長	総務部長
5	国有財産の管理及び処分に関する事 重要なもの 一般のもの	総務部長 課 長	館 長 総務部長 又は課長
6	国有財産の増減及び現在額報告書等の送付	課 長	総務部長
7	国有財産の滅失又はき損の通知	課 長	総務部長
8	庁舎等使用の現況及び見込報告書等	課 長	総務部長
9	庁舎への立入り許可	課 長	総務部長
10	出入証の交付	課 長	館
11	庁舎内における遺失物の警視庁への届出	課 長	課 長
12	防災に関する事	総務部長	総務部長
13	国立国会図書館施設費予算に係る国土交通大臣との協議依頼(衆議院議長宛て依頼)	総務部長	館 長
14	営繕の企画及び経理計画に関する事(関西館に関するものを除く。)		

	特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	副館長 総務部長 課長	館長 総務部長 課長
15	営繕計画書の作成及び送付	総務部長	課長
16	国土交通大臣の行う営繕等 についての協議及び依頼 (関西館に関するものを除く。)	総務部長	課長
17	当館の建築物に関する届出、申請、報告等	総務部長	館長又は 総務部長

(7 総務部支部図書館・協力課)

番号	決裁事項	決裁者	施行名義者
1	行政及び司法各部門の支部 図書館の設置に関する事	館長	館長
2	支部図書館長となるべき者 の推薦に関する事	総務部長	館長
3	中央館・支部図書館協議会 の開催に関する事	総務部長	総務部長
4	国立国会図書館支部庁費予 算の取り計らい依頼	総務部長	総務部長
5	支部図書館からのレファレ ンスの処理	課長	課長
6	支部図書館に対する資料の 利用に係る業務の一部又は 全部の休止	総務部長	館長
7	館長と行政及び司法各部門 の図書館長との懇談会に 関する事	館長	館長
8	支部図書館員への感謝状の 贈呈に関する事	館長	館長
9	館長と公共・大学図書館長 との懇談会に関する事	館長	館長

10	図書館協力用資料の提供に 係る審査に関する事	課長	課長
----	---------------------------	----	----

(8 調査及び立法考査局)

番号	決裁事項	決裁者	施行名義者
1	国会レファレンスの処理	局長	調査室主任
2	局の業務報告の作成	局長	局長
3	調査業務研修の実施	局長	局長
4	国会審議関係重点調査事項 の決定	局長	局長
5	基本調査業務計画の策定	局長	局長
6	国会分館の資料の利用の承 認	局長	局長
7	国会分館の臨時の休館及び 開館の決定	館長	局長
8	国会分館の閲覧時間の延長 又は短縮	局長	局長

(9 収集書誌部)

番号	決裁事項	決裁者	施行名義者
1	資料収集計画の策定	館長	館長
2	国立国会図書館法第24条及 び第24条の2に規定する出 版物の納入部数の決定及び 特別の理由の認定	館長	館長
3	支出の原因となる図書館資 料等の収集に係る契約（関 西館に関するものを除く。） の締結	部長	分任支出負担 行為担当官 （部長）
4	3に掲げる契約以外の図書 館資料等の収集に係る契約 （関西館に関するものを除 く。）の締結	部長	分任契約 担当官 （部長）

5	支出負担行為決議（図書館資料等に係るものに限る。）	部 長	分任支出負担行為担当官（部長）
6	代償金の額の決定	館 長	館 長
7	図書館資料の寄贈又は遺贈に関する事。	部 長	館 長
8	国際交換出版物委託機関の認定	部 長	館 長
9	国際交換出版物委託の承認	部 長	館 長
10	標示を省略する資料の特定	部 長	館 長
11	国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則第2条に規定する資料の利用制限に関する事。 利用制限の決定その他重要なもの 一般のもの	館 長 部 長	館 長 館 長
12	資料に係る物品供用官及び物品供用官代理の設置	部 長	物品管理官（部長）
13	資料の分類換の命令又は承認	部 長	館 長
14	資料の分類換に関する事（命令又は承認を除く。）	部 長	物品管理官（部長）
15	資料の管理換の命令又は承認	部 長	館 長
16	資料の管理換に関する事（命令又は承認を除く。）	部 長	物品管理官（部長）
17	資料の取得及び供用に関する事。	部 長	物品管理官（部長）
18	資料の保管に関する事。	部 長	物品管理官

			（部長）
19	資料の不用決定の承認	部 長	館 長
20	資料の処分に関する事（不用決定の承認を除く。）	部 長	物品管理官（部長）
21	資料の亡失損傷等についての館長及び衆議院議長への報告	総務部長	物品管理官（部長）
22	図書館協力用資料の決定の承認	部 長	館 長
23	図書館協力用資料の提供	部 長	部 長
24	書誌データ全般に関する計画の策定	部 長	部 長
25	書誌データの作成に関する事。	部 長	部 長
26	書誌データの提供に関する事。	部 長	部 長
27	書誌データの調整に関する事。	部 長	部 長
28	国際標準逐次刊行物番号ネットワークの活動に関する事。	部 長	部 長
29	資料の保存に関する計画の策定	部 長	部 長
30	保存協力プログラムに関する事。	部 長	部 長

（10 利用者サービス部）

番号	決 裁 事 項	決 裁 者	施行名義者
1	展示会の企画及び実施	部 長 （展示委員会委員長）	部 長 （展示委員会委員長）
2	入館年齢に達しない者によ	部 長	館 長

	る資料利用の承認		
3	国立国会図書館資料利用規則第23条に規定する入館の制限又は退館命令	部 長	館 長
4	利用カード等の管理に係る損害賠償請求	部 長	館 長
5	資料の貸出しを受けることができる職員等の認定	部 長	館 長
6	参観の許可	部 長	部 長
7	資料の特別複写の許可	部 長	部 長
8	自写の許可	部 長	部 長

(11 電子情報部)

番号	決 裁 事 項	決 裁 者	施行名義者
1	電子図書館による奉仕の企画及び実施の調整	館 長	総務部長
2	ホームページの編集、維持及び管理の総括に関すること 重要なもの 一般のもの	総務部長 部 長	総務部長 電子情報 流通課長
3	情報システムに関すること 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	副館長 総務部長 部 長	副館長 総務部長 部 長

(12 関西館)

番号	決 裁 事 項	決 裁 者	施行名義者
1	庁舎内撮影許可	関西館総務課長	関西館長
2	参観の許可	関西館総務課長	関西館長
3	広報のためのビデオ等の作成	総務部長	関西館長

4	次に掲げる職員に対する国内出張命令 関西館長、関西館の次長、関西館の課長、関西館の主任司書	関西館長	関西館長
5	4に掲げる職員以外の関西館職員に対する国内出張命令	関西館長	関西館長
6	4に掲げる職員以外の関西館職員の外部諸機関の依頼に基づく国内への派遣の承諾	関西館長	館 長
7	関西館勤務職員の私事による海外渡航の承認	関西館長	館 長
8	委員等旅費の執行（関西館が実施するもの）	関西館長	関西館長
9	関西館職員の厚生に関すること 重要なもの 一般のもの	関西館長 関西館総務課長	関西館総務課長 関西館総務課長
10	関西館職員の保健及び安全保持に関すること 重要なもの 一般のもの	関西館長 関西館総務課長	関西館長 関西館総務課長
11	庁舎内における物品販売等の許可	関西館総務課長	関西館長
12	職員による庁舎の使用の許可	関西館総務課長	関西館長
13	物品供用官に係る検査の検査員任命及び検査書提出	関西館総務課長	物品管理官 (関西館総務課長)
14	官署支出官の補助者の指定	関西館長	官署支出官 (関西館長)

15	会計実地検査調書の提出	関西館長	副館長
16	支出負担行為担当官の補助者の任免	関西館総務課長	支出負担行為担当官 (関西館総務課長)
17	支出負担行為限度額の示達	関西館長	支出負担行為担当官 (関西館総務課長)
18	歳出予算繰越計算書の作製及び提出(衆議院議長あて依頼)	関西館長	支出負担行為担当官 (関西館総務課長)
19	現金亡失及び違法支出等についての通知	関西館長	館長
20	債権管理計算書の作製及び提出	関西館長	官署支出官 (関西館長)等
21	債権現在額通知書の提出	関西館長	官署支出官 (関西館長)等
22	債権現在額報告書資料の作製及び提出	関西館総務課長	関西館総務課長
23	支出の原因となる契約(図書館資料等の収集に係るものを除く。)の締結	関西館長	支出負担行為担当官 (関西館総務課長)
24	23に掲げる契約以外の契約(図書館資料等の収集に係るものを除く。)の締結	関西館長	契約担当官 (関西館総務課長)
25	支出負担行為決議(図書館資料等に係るものを除く。)	関西館長	支出負担行為担当官 (関西館総務課長)
26	支出決定決議	関西館長	官署支出官 (関西館長)
27	歳入徴収額計算書の作製及び提出	関西館長	歳入徴収官 (関西館長)
28	徴収済額報告書の作製及び	関西館長	歳入徴収官

	提出		(関西館長)
29	支出計算書(官署分)の作製及び提出(誤記の訂正を含む。)	関西館長	官署支出官 (関西館長)
30	前渡資金出納計算書の作製及び提出	関西館長	官署支出官 (関西館長)
31	現金収納済報告書の送付	関西館長	収入官吏
32	収入金現金出納計算書の作製及び提出	関西館長	歳入徴収官 (関西館長)
33	歳入歳出外現金出納計算書の作製及び提出	関西館長	館長
34	歳入の調査決定	関西館長	歳入徴収官 (関西館長)
35	納付書送付決議	関西館長	歳入徴収官 (関西館長)
36	督促決議	関西館長	歳入徴収官 (関西館長)
37	物品(図書館資料等を除く。)の購入、役務及び工事請負の契約の締結(入札の実施)	関西館長	支出負担行為担当官 (関西館総務課長)
38	指名競争に付することについての承認	関西館長	関西館長
39	随意契約によることについての承認	関西館長	関西館長
40	歳入の原因となる契約の締結	関西館長	契約担当官 (関西館総務課長)
41	物品供用官及び物品供用官代理(資料に係るものを除く。)の設置	関西館総務課長	物品管理官 (関西館総務課長)
42	物品の分類換の命令又は承認	関西館長	館長

43	物品の分類換に関する事 (命令又は承認を除く。)	関西館総務課長	物品管理官 (関西館総務課長)
44	物品の管理換の命令又は承認	関西館長	館長
45	物品の管理換に関する事 (命令又は承認を除く。)	関西館総務課長	物品管理官 (関西館総務課長)
46	物品の取得及び供用に関する事	関西館総務課長	物品管理官 (関西館総務課長)
47	物品の保管に関する事	関西館総務課長	物品管理官 (関西館総務課長)
48	物品の不用決定の承認	関西館長	館長
49	物品の処分に関する事 (不用決定の承認を除く。)	関西館総務課長	物品管理官 (関西館総務課長)
50	物品の亡失損傷等についての館長及び衆議院議長への報告	関西館長	物品管理官 (関西館総務課長)
51	物品の価格の改定	関西館総務課長	物品管理官 (関西館総務課長)
52	物品増減及び現在額の報告書の作製及び提出	関西館長	物品管理官 (関西館総務課長)
53	物品管理計算書の作製及び提出	関西館長	物品管理官 (関西館総務課長)
54	検査書の作製及び提出	関西館総務課長	物品管理官 (関西館総務課長)
55	物品の無償貸付及び譲与の承認	関西館長	館長
56	物品の譲与に関する報告書の作製及び提出	関西館長	物品管理官 (関西館総務課長)
57	庁舎内における広告物の掲示の許可	関西館総務課長	関西館長
58	庁舎内における火気の使用	関西館総務課長	関西館長

	の許可		
59	庁舎への立入りの許可	関西館総務課長	関西館長
60	出入証の交付	関西館総務課長	関西館
61	庁舎内立入りの禁止及び退去命令	関西館長	関西館長
62	庁舎内における遺失物の警察への届出	関西館総務課長	関西館総務課長
63	関西館の防災に関する事	関西館長	関西館長
64	関西館の営繕の計画及び経理計画に関する事 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	副館長 総務部長 関西館長	館長 総務部長 関西館長
65	国土交通大臣の行う関西館の営繕等についての協議及び依頼	関西館長	関西館長
66	関西館の情報システムに関する事 重要なもの 一般のもの	関西館長 電子図書館課長	関西館長 関西館長
67	展示の企画及び実施	関西館長	関西館長
68	収集資料の貸出しを受けることができる図書館等としての承認	関西館長	館長
69	収集資料の貸出しを受けることができる図書館等としての承認の取消しに関する事	館長	館長
70	図書館送信資料の送信を受けることができる図書館等としての承認	関西館長	館長
71	図書館送信資料の送信を受	館長	館長

	けることができる図書館等としての承認の取消しに関すること		
72	視覚障害者等用資料を利用することができる者としての登録の取消し	館長	館長
73	入館年齢に達しない者による資料利用の承認	関西館長	館長
74	国立国会図書館資料利用規則第23条に規定する入館の制限又は退館命令	関西館長	館長
75	利用カード等の管理に係る損害賠償請求	関西館長	館長
76	資料の特別複写の許可	文献提供課長	文献提供課長
77	自写の許可	文献提供課長	文献提供課長
78	支出の原因となる図書館資料等の収集に係る契約の締結	関西館長	分任支出負担行為担当官 (収集整理課長)
79	78に掲げる契約以外の図書館資料等の収集に係る契約の締結	関西館長	分任契約担当官 (収集整理課長)
80	支出負担行為決議（図書館資料等に係るものに限る。）	収集整理課長	分任支出負担行為担当官 (収集整理課長)
81	図書館資料（特に定めるものを除く。）の寄贈又は遺贈に関すること	関西館長	館長
82	資料に係る物品供用官及び物品供用官代理の設置	収集整理課長	物品管理官 (収集整理課長)
83	資料の分類換の命令又は承認	関西館長	館長
84	資料の分類換に関すること	収集整理課長	物品管理官

	(命令又は承認を除く。)		(収集整理課長)
85	資料の管理換の命令又は承認	関西館長	館長
86	資料の管理換に関すること (命令又は承認を除く。)	収集整理課長	物品管理官 (収集整理課長)
87	資料の取得及び供用に関すること	収集整理課長	物品管理官 (収集整理課長)
88	資料の保管に関すること	収集整理課長	物品管理官 (収集整理課長)
89	資料の不用決定の承認	関西館長	館長
90	資料の処分に関すること (不用決定の承認を除く。)	収集整理課長	物品管理官 (収集整理課長)
91	資料の亡失損傷等についての館長及び衆議院議長への報告	関西館長	物品管理官 (収集整理課長)
92	図書館協力用資料の決定の承認	関西館長	館長
93	図書館協力用資料の提供	収集整理課長	収集整理課長
94	図書館協力セミナーの開催に関すること	図書館協力課長	図書館協力課長
95	利用ガイドンスの開催に関すること	図書館協力課長	図書館協力課長
96	国立国会図書館総合目録ネットワークへの参加等の承認	関西館長	館長
97	レファレンス協同データベース事業への参加等の承認	関西館長	館長
98	視覚障害者等用資料の送信又は貸出しを受けることができる図書館等としての承	関西館長	館長

	認		
99	視覚障害者等用資料の送信又は貸出しを受けることができる図書館等としての承認の取消し	館 長	館 長
100	図書館及び図書館情報学に関する調査研究の実施	図書館協力課長	図書館協力課長
101	対外研修の実施	関西館長	関西館長

(13 国際子ども図書館)

番号	決 裁 事 項	決 裁 者	施行名義者
1	庁舎内における広告物等の掲示の許可	国際子ども図書館長	国際子ども図書館長
2	庁舎への立入許可	国際子ども図書館長	国際子ども図書館長
3	防災に関すること（電気工作物に係るものを除く。）	国際子ども図書館長	国際子ども図書館長
4	庁舎内の警備及び清潔整頓に関すること	国際子ども図書館長	国際子ども図書館長
5	職員による庁舎の使用の許可	国際子ども図書館長	国際子ども図書館長
6	庁舎内撮影許可	国際子ども図書館長	国際子ども図書館長
7	参観の許可	国際子ども図書館長	国際子ども図書館長
8	児童書に関する図書館奉仕に係る研修の実施	国際子ども図書館長	国際子ども図書館長
9	国立国会図書館資料利用規則第23条に規定する入館の制限又は退館命令	国際子ども図書館長	館 長
10	入室年齢に達しない者による児童書研究資料室利用の承認	国際子ども図書館長	館 長

11	国際子ども図書館当日利用カード及び利用証の管理に係る損害賠償請求	国際子ども図書館長	館 長
12	資料の特別複写の許可	国際子ども図書館長	国際子ども図書館長
13	自写の許可	国際子ども図書館長	国際子ども図書館長
14	展示の企画及び実施	国際子ども図書館長	国際子ども図書館長
15	児童書及びその関連資料を用いて行う催物の企画及び実施	国際子ども図書館長	国際子ども図書館長